

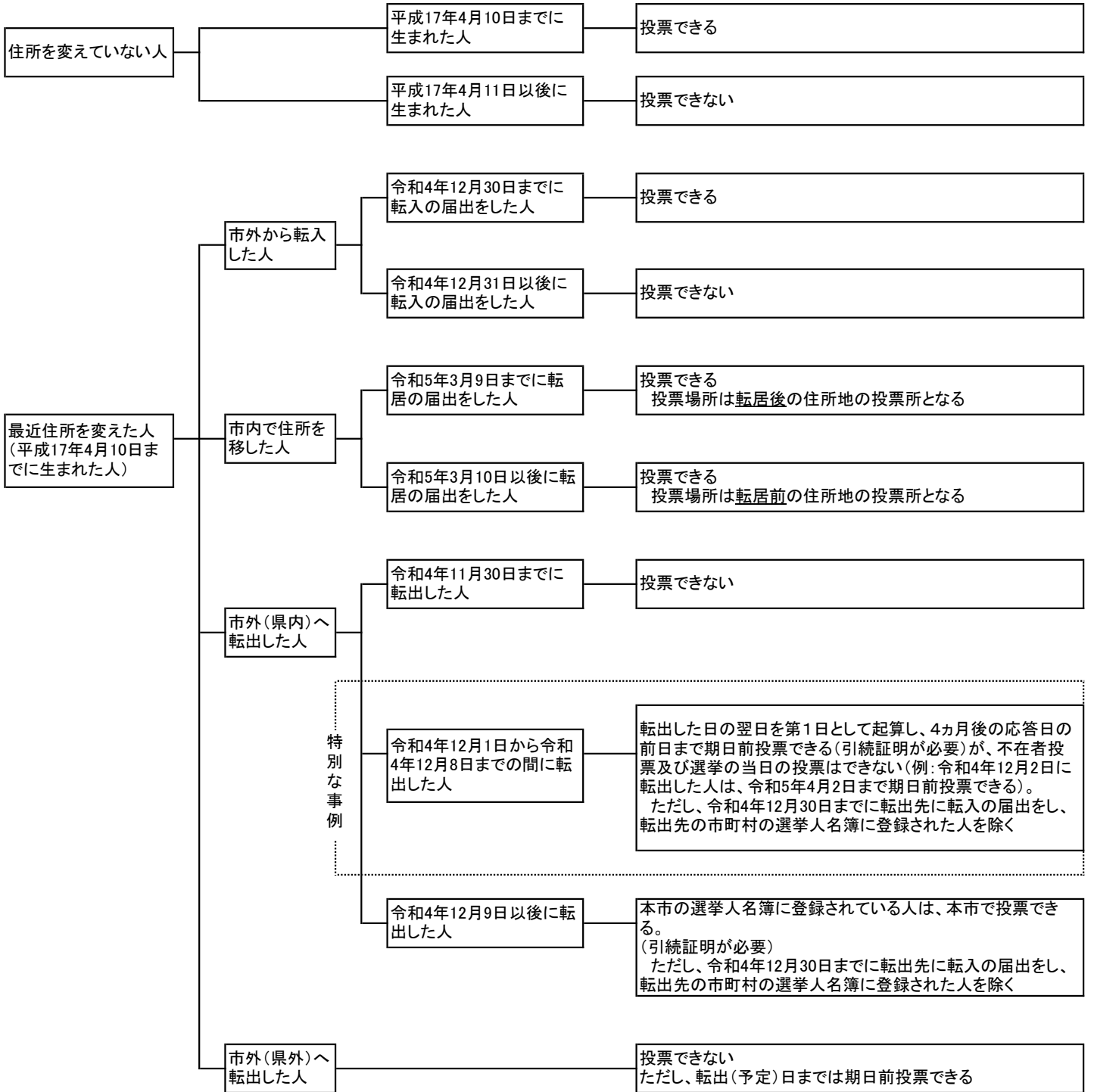
資料3

投票できる人・できない人

令和5年4月9日執行 新潟県議会議員一般選挙 (告示日3月31日、登録基準日3月30日)

選挙期日 4月9日(日)

期日前投票期間 4月1日(土)~4月8日(土)



引続証明について

県議会議員選挙については、転出した場合であっても、同じ県内の市町村への転出であれば、いずれかの市区町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」(「引続証明書」という。市区町村役場で無料で入手できます。)を提示するか、「引き続き県内に住所を有することの確認の申請(確認申請)」を求めることで投票できます。

期日前投票について

- (1) 選挙の当日、都合により投票所に行けないと見込まれる人は、告示日の翌日(4月1日)から選挙の期日の前日(4月8日)までの間、決められた期日前投票所で投票することができます。
- (2) 期日前投票は、行政区ごとに受付を行います。異なる行政区の期日前投票所では、投票できませんのでご注意ください。(投票所入場券の「期日前投票について」に記載された期日前投票所へお出かけください。)

不在者投票について

選挙人が一定の事由に該当すると見込まれる場合、例外として選挙当日の前にあらかじめ投票することができる制度。告示日の翌日(4月1日)から選挙の期日の前日(4月8日)まで行うことができます。(ただし、選挙人が事前に名簿登録地の選管に投票用紙を請求する必要があり、請求できる期間も不在者投票の種類により違いがあるので注意してください。)

◆不在者投票の種類と対象者は次のとおり。

- (1) 指定病院等での不在者投票・・・県選管の指定した病院、施設等に入院(入所)中の人
- (2) 名簿登録地以外の市区町村選管での不在者投票・・・選挙期間中、出張などで他市区町村に滞在中の人
- (3) 郵便等による不在者投票・・・公選法施行令59条の2に規定する身体障がい等のある人(郵便等投票証明書が必要)
- (4) 選挙権未取得者の不在者投票・・・期日前投票をしようとする日には選挙権がまだないが、選挙期日には選挙権がある人
- (5) 船員の不在者投票・・・船員
- (6) 特例郵便等投票・・・コロナウイルス感染者で宿泊施設又は自宅において療養中の人

※手続きに時間がかかるものがございますので、お早目に名簿登録地の選挙管理委員会までお問い合わせください。

各行政区の期日前投票所及び期間の一覧

行政区	期日前投票所		期 間	左の期日前投票所で投票できる人 (行政区に属する投票区)
	名 称	所在地		
北区	北区役所	北区東栄町1-1-14	4月1日から 4月8日まで	北区の投票区に登録されている人 (第101投票区～第121投票区)
	北区役所北出張所	北区松浜1-7-9		
東区	東区役所	東区下木戸1-4-1		東区の投票区に登録されている人 (第201投票区～第221投票区)
	東区役所石山出張所	東区石山1-1-12		
中央区	中央区役所(NEXT21)	中央区西堀通6-866		中央区の投票区に登録されている人 (第301投票区～第331投票区)
	中央区役所東出張所	中央区蒲原町7-1		
	中央区役所南出張所	中央区新和3-3-1		
	東区役所石山出張所	東区石山1-1-12		
江南区	江南区役所	江南区泉町3-4-5		江南区の投票区に登録されている人 (第401投票区～第428投票区)
	江南区役所横越出張所	江南区横越中央1-1-1		
秋葉区	秋葉区役所	秋葉区程島2009		秋葉区の投票区に登録されている人 (第501投票区～第526投票区)
	小須戸まちづくりセンター	秋葉区小須戸120-1		
南区	南区役所	南区白根1235		南区の投票区に登録されている人 (第601投票区～第621投票区)
	南区役所味方出張所	南区味方1544		
	南区役所月潟出張所	南区月潟535		
西区	西区役所(健康センター棟)	西区寺尾東3-14-41		西区の投票区に登録されている人 (第701投票区～第736投票区)
	西区役所西出張所 (内野まちづくりセンター)	西区内野町413		
	西区役所黒埼出張所	西区大野町2843-1		
西蒲区	西蒲区役所	西蒲区巻甲2690-1	西蒲区の投票区に登録されている人 (第801投票区～第829投票区)	
	西蒲区役所岩室出張所	西蒲区西中860		
	西蒲区役所西川出張所	西蒲区旗屋585-1		
	西蒲区役所潟東出張所	西蒲区三方1		
	西蒲区役所中之口出張所	西蒲区中之口626		